

○太良町コミュニティバス貸付けに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、太良町コミュニティバスのPR、利用促進及び町内における地域活動の活性化を目的として、太良町コミュニティバス車両を定期運行に支障のない範囲で、町内団体等が町内で実施するイベント等において利用するための取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「車両」 太良町コミュニティバスとして町が指定する車両をいう。
- (2) 「利用団体」 この要領に基づき車両の貸付けを申請し、承認を受けた団体等をいう。
- (3) 「運行者」 太良町コミュニティバス運行を受託する事業者をいう。

(利用形態)

第3条 この要領に定める制度は、車両単体の貸付けではなく、運行者が運転者を配置して運行する形態（運転手付き）とする。

(利用できる団体)

第4条 利用できる団体は、町内で活動し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 行政区、自治会等
- (2) 町内の各種団体（老人会、子ども会、PTA、スポーツ団体、文化団体等）
- (3) 町内でイベント等を実施する実行委員会
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当と認める団体

(利用できる内容)

第5条 利用できる内容は、町内で実施する次のイベント及び事業とする。

- (1) 地域行事、祭り、スポーツ・文化イベント、講座、研修会、交流事業等
- (2) 町内行事に係る参加者の移動支援（送迎）
- (3) 第1条の目的に合致すると認められる事業

(運行の原則)

第6条 運行は、町内完結（発着地及び運行経路が太良町内であることをいう。）を原則とする。

(利用できない内容)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を認めない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) 特定の政治活動、選挙運動又は宗教活動（布教等）を目的とするもの
- (3) 営利を目的とするもの又は不特定多数から金銭を徴収するなど実質的に営利と認められるもの
- (4) 安全な運行が困難と認められるもの（危険箇所、無理な行程、過度な長時間拘束等）
- (5) 車内外を著しく汚損し、又は毀損するおそれが高いもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、企画政策課又は運行者が不適當と認めるもの

(利用可能日時)

第8条 利用可能日時は、次のとおりとする。

- (1) 平日及び土曜 乗車時刻は17時以降、最終降車時刻は21時とする。
 - (2) 日曜及び祝日（12月29日から翌年1月3日までを除く。）乗車時刻は9時以降、最終降車時刻は21時とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、点検整備、車検、災害対応その他やむを得ない事由により利用できない場合がある。

(優先順位)

第9条 車両の利用は、次の順に優先する。

- (1) コミュニティバスの通常運行及び町が必要とする運行
- (2) 町主催・共催等の事業
- (3) この要領に基づく利用

(定員及び乗車条件)

第10条 車両の定員及び乗車条件は、次のとおりである。

- (1) 乗車定員は、13人を上限とし、定員超過での運行はできない。
- (2) 乗車中は、シートベルトを着用する。
- (3) 安全確保のため、運行者は、利用団体に対して、停車場所、乗降場所、時刻等の変更を求めることがある。
- (4) 車両は、一般的な仕様であり、車椅子固定装置等を備えないため、車椅子のままの

乗車には対応できない。

（費用及び支払方法）

第 11 条 貸付けに係る費用は、利用の都度見積りにより定めるものとし、当該見積額は、運行者が算定する。

2 利用団体は、前項の費用を運行者に直接支払うものとし、支払方法は、運行者の指定による。

3 利用当日の行程変更、運行の延長、待機その他これらに準ずる事由により、追加費用が発生する場合がある。

4 前項の場合における追加費用の算定及び精算方法は、運行者が定めるところによる。

5 利用団体は、貸付けの承認後に利用を取り消す場合（以下「キャンセル」という。）は、速やかに企画政策課及び運行者に申し出なければならない。

6 利用団体の都合によるキャンセルについては、運行者が別に定める基準によりキャンセル料を請求できる。

7 前項の規定にかかわらず、キャンセルの時点までに既に発生した実費がある場合、運行者は、当該実費を利用団体に請求できる。

8 台風、豪雨、降雪、地震等の自然災害又は事故、感染症拡大その他の不可抗力によるイベント又は事業の中止等が生じた場合の費用の取扱いは、次のとおりとする。

（1） 運行開始前に中止した場合 キャンセル料は、請求しない。ただし、前項の実費があるときは、この限りでない。

（2） 運行開始後に中止し、又は運行を短縮した場合 運行者は、既に提供した運行に相当する費用及び前項の実費を精算の上、請求できる。

（申請手続）

第 12 条 貸付けを希望する団体は、利用日の 1 か月前までに、太良町物品に関する規則（昭和 63 年太良町規則第 1 号）第 11 条第 1 項に規定する物品貸付申込書（様式第 5 号）、運行計画書（任意様式）及びイベント概要資料（チラシ案等）を企画政策課へ提出する。

（承認条件）

第 13 条 承認に当たって、企画政策課又は運行者は、安全運行の観点から、乗降場所変更、時刻調整、誘導員配置の要請等の条件を付することができる。

（遵守事項）

第 14 条 利用団体は、次の事項を遵守する。

（1） 当日の責任者（連絡担当）を置き、緊急連絡が取れる体制とする。

- (2) 乗車マナーの確保（車内禁煙、危険行為禁止、運転者の指示遵守等）に努める。
- (3) 酒気帯び・泥酔者の乗車及び車内での飲酒は認めない。
- (4) 乗降時の安全確保のため、必要に応じ誘導員を配置する。

（中止又は変更）

第 15 条 悪天候の場合、道路状況が悪い場合、災害が発生した場合、車両の不具合が生じた場合、運転者の確保が困難な場合その他安全な運行が困難と認められる場合は、運行を中止し、又は行程を変更することがある。

- 2 前項に規定する運行の実施可否及び行程変更に関する運行上の判断は、運行者が行う。
- 3 町は、前項の判断その他の事情により、利用承認の全部又は一部を変更し、又は取り消すことができる。

（事故、損害又は忘れ物）

第 16 条 事故等が発生した場合は、運行者の指示に従い対応する。

- 2 運行中の事故により生じた損害については、運行者の運送約款又は保険契約を限度として賠償する。
- 3 忘れ物は、運行者が取り扱う。

（毀損又は汚損）

第 17 条 利用団体の責めに帰すべき事由により車両又は設備を毀損し、又は著しく汚損した場合、原状回復等に要する費用を利用団体に請求する場合がある。

（PR 協力）

第 18 条 貸付けの目的に鑑み、利用団体は、可能な範囲で、町の広報（ホームページ、広報紙等）への掲載、実績報告（人数、行程等）への協力等に努める。

（個人情報）

第 19 条 申請により取得した個人情報は、コミュニティバスの利用に必要な範囲（連絡調整及び安全管理）で取り扱う。

（その他）

第 20 条 この要領に定めのない事項は、企画政策課及び運行者が協議して定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、令和 8 年 9 月 25 日から適用する。